



認知症の豆知識

『成年後見制度ってなに？』

認知症により、判断能力が不十分になると、不動産や預貯金の管理、相続手続きなどの財産管理、介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約などの法律行為を自分で行うのが難しくなる場合があります。

また、自分で不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、このような課題に対して、法的に保護するための制度です。



任意後見制度

あらかじめ自分が選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。



法定後見制度

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人(補助人・保佐人・成年後見人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行います。



権利擁護センター(多摩市社会福祉協議会)

成年後見制度についての相談や手続きのアドバイスをしています。

オセロやすごろくで
大盛り上がり。
トランプは…最近
していないかな。



裏面 “家族の気持ち” について

『日常生活は トライ&エラー!?』

推進員 コラム

父が昨年、認知症と診断されました。最初、母は「どうしてできないのかねえ」「言ってもダメなのよ」など、できなくなったことを嘆き、父も「うるさいなあ！」とお互いイライラ…。

半年たった今、母は、父が今できることがたくさんある！と気づいたようで、「草取りしてね」「掃除機かけてくれる？」と父に頼み、家事を分担しています。

母に言われるがままに体を動かす父。はたから見ると以前より働いてる父。文句言いながらも「ハイハイ」とまんざらではない父…(笑)。どうやらシフトチェンジできたようです。

認知症による記憶障害は、できごと自体を忘れても、その時の感情は残るそうです。工夫をしながら、共に過ごす日常生活を穏やかに過ごせるといいですね。

トピックス

認知症の人とともに生きる家族

家族が認知症になると、そのご本人だけでなく、家族も変化が訪れます。家族ゆえに、前と変わらない姿や前と変わらない生活を求めてしまいます。また、認知症のご本人が前とは別人になったみたいで、寂しい気持ちになったりします。

下の図は、多くの家族が経験する“気持ち”のステップです。4つのステップを行きつ戻りつしながら進みます。一人で抱え込まずに、誰かに気持ちを聞いてもらうことも大切です。

ステップ1: とまどい・驚き・否定

ステップ2: 混乱・怒り・拒絶

ステップ3: わりきり・適応

ステップ4: 理解・受容

TAMA 認知症介護者「いこいの会」

悩みを話しても、黙って耳を傾けて、聞いているだけでも…。
時には、思い出話や季節の話題などで盛り上がることもあり、楽しいですよ。

▶毎月第1火曜日13:30～
聖蹟桜ヶ丘ヴィータコミュニネ7階
ワークショップルーム

▶毎月第3金曜日13:30～
ベルブ永山5階消費生活センター 科学室

まちのもの忘れ相談室 「みらいの会」(当事者会)

認知症と診断されて、この先どうなっていくのだろう…と、不安が先行している方、ひとりで悩まずに、気軽にお立ち寄りください。
仲間と一緒に楽しいことを探しましょう！

▶毎月第3日曜日13:30～
聖蹟桜ヶ丘ヴィータコミュニネ7階
活動交流室

あなたのまちの高齢者の相談窓口

「認知症地域支援推進員」もいます！

お住まいの地域	地域包括支援センター	電話番号／住所
東寺方（3丁目を除く）・落川・百草・和田（3丁目を除く）・桜ヶ丘・関戸6丁目・貝取（地番）	西部	☎ 042-389-8850 和田1532
連光寺・聖ヶ丘・馬引沢・諏訪	東部	☎ 042-373-7850 諏訪5-1 諏訪複合教育施設内
落合・鶴牧・南野2～3丁目・唐木田・中沢・山王下	多摩センター	☎ 042-376-2941 山王下1-18-2
永山2～7丁目・貝取2～5丁目・豊ヶ丘2～6丁目・南野1丁目	中部	☎ 042-375-0017 永山4-2-5-105
関戸1～5丁目・一ノ宮	北部	☎ 042-357-3711 関戸4-19-5 多摩市立健康センター3階
愛宕・東寺方3丁目・和田3丁目・乞田・永山1丁目・貝取1丁目・豊ヶ丘1丁目	北部 愛宕支所	☎ 042-319-6411 愛宕1-1-2-106 愛宕第一住宅